

国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げを行うとともに、均等割額の軽減判定所得基準の見直しを行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

国立市国民健康保険税条例（昭和 34 年 4 月国立市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の国立市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。